

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法による休業補償給付を支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A所在のB会社C支店（以下「事業場」という。）において勤務していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、事業場内の駐輪場において、自動二輪車を運転していたところ、バランスを崩し転倒し負傷した。請求人は同日、D病院に受診したところ「右遠位脛腓関節離開、三角靭帯損傷」（以下「本件傷病」という。）と診断され、以後、休業し加療していた。

請求人は、監督署長に平成〇年〇月〇日から同月〇日までの休業補償給付を請求したところ、監督署長は、当該期間の休業の必要性は認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けで平成〇年〇月〇日から同月〇日までの間の通院日に係る休業補償給付（〇日分）を支給しない旨の処分を取り消し、その余を棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争点

本件の争点は、平成○年○月○日から同月○日までの休業補償給付を支給しない旨の監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、平成○年○月○日から同月○日までの全日数分の休業補償給付の支給を求めているが、E医師は、平成○年○月○日付け意見書において、請求人の本件傷病について、要旨、一般就業可能時期は平成○年○月末、症状固定時期は平成○年○月最終外来受診までと述べている。

当審査会としては、請求人の傷病発生からの時間経過と治療の経緯に鑑みると、E医師の所見は妥当であり、請求人は、平成○年○月以降、通院日を除いて、就労可能な状態にあったものと判断する。

(2) この点、監督署長は、平成○年○月末から○月の最終外来受診日までの通院日についても、休業補償給付を支給しないとしたものであるが、審査官による一部取消決定を受けて、平成○年○月○日付けをもって、平成○年○月○日から同月○日までの間の通院日に係る休業補償給付（○日分）の支給を既に行っている。したがって、同処分により本件処分の瑕疵は是正されていると判断できるものである。

3 以上のとおり、監督署長が請求人に対してした本件処分のうち、通院日を除く日について休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であり、また、通院日に係る同給付については、既に支給済みであることから、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。